

特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金 Q&A 【岩手県経営支援課
(R6.1.15更新版)】

【制度の概要等について】

Q	1	特別高圧電力とはなんですか。
A	1	特別高圧電力とは契約電圧が7,000Vを超える電圧で供給を受ける電力です。特別高圧電力で受電している施設(例:大規模工場、デパート、大型商業施設等)は、自社で大規模な受変電設備を設置しています。
Q	2	低圧、高圧電力の利用者は対象にならないのはなぜですか。 なぜ特別高圧電力を利用している事業者だけが対象なのですか。
A	2	令和5年1月から行われている国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により、低圧及び高圧電力の利用者に対しては支援がされていますが、特別高圧電力の利用者は支援対象に含まれていないことから、特別高圧電力を利用している中小企業者等を対象とした支援を県が行うこととしたものです。
Q	3	支給単価設定の考え方について教えてください。
A	3	国においては、高圧電力を契約している企業等に対して1kWhあたり1.8円(令和5年9月以降)を支援しており、本事業についても、国の事業と同等の支援単価としました。

【特別高圧電力契約の確認、証明等について】

Q	4	大規模ショッピングモールに入居しています。 特別高圧電力を契約していることの証明方法について教えてください。
A	4	募集要項6(2)に定める次の提出書類「キ 特別高圧電力を契約している商業施設等から受電し、その費用を負担していることが確認できる書類(※商業施設等契約者に該当する場合のみ 例)商業施設等との賃貸借契約書の写し等)」が該当します。特別高圧電力を契約している施設からの申請に基づき、岩手県がその証明書を発行していますので、入居しているショッピングモールの管理者経由で入手した証明書を添付して申請願います。
Q	5	岩手県内で商業施設を運営しており、特別高圧電力を受電しています。 当社と電力会社との契約書は、入居しているテナントに必ず渡さなければなりませんか。
A	5	電力会社との契約書は必ずしも必要ではありませんが、当該施設で特別高圧電力を契約していることを募集要項6(2)に定める次の提出書類「キ 特別高圧電力を契約している商業施設等から受電し、その費用を負担していることが確認できる書類(※商業施設等契約者に該当する場合のみ 例)商業施設等との賃貸借契約書の写し等)」として提出いただく必要があります。 本提出資料として利用できる証明書を特別高圧電力を契約している施設からの申請に基づき発行しますので、詳しくは県(岩手県商工労働観光部経営支援課 商業振興担当 Tel:019-629-5548)へお問い合わせください。
Q	6	大型商業施設にテナントとして入居している場合、特別高圧電力を受電しているかどうか分からないのですが、どのようにして確認すればよいですか。
A	6	お手数ですが入居されている施設の管理者にご確認ください。
Q	7	1つの建物で代表者が特別高圧電力の契約を結び、複数事業者が共同で受電している場合、(ショッピングモールなどの)申請は誰が行うべきですか。
A	7	電力を使用し、電気料金を支払っている各々のテナント事業者が申請を行います。(募集要項2(1)②「商業施設等契約者」に該当)
Q	8	マンションの1階部分にテナントとして入居しており、建物は特別高圧電力契約ですが、マンションの管理会社に電気料金を支払っている場合、対象になりますか。
A	8	対象となりますが、テナント分の使用電力量や建物自体が特別高圧電力契約であることを確認できる書類が必要です。
Q	9	大型商業施設にテナントとして入居している場合、入居している施設との契約書や請求明細書等に電気料金についての記載がない場合は、支援の対象外となりますか。
A	9	電気料金を負担している事実が契約書や請求明細書等の書面で確認できない場合は、支援の対象外となります。

Q	10	特別高圧電力を受電する大型商業施設内にテナントとして出店しています。自社店舗の区画に加えて、商業施設内の共用部分(通路、トイレ等)の電気料金も負担しています。共用部分の申請はどのようにすればよいですか。
A	10	共用部分に係る電気料金の負担について明記されている契約書等を添付し、「テナント専用部分」の電力使用量[kWh]と「共用部分にかかる」電力使用量[kWh]を合算した電力使用量を申請してください。共用部分に係る電力使用量が請求書等に明記されていない場合、共用部分については申請できません。

【支援対象等について】

Q	11	貸倉庫やコインパーキングなど、自社のスタッフが常駐していない施設も対象になりますか。																	
A	11	スタッフの有無は関係ありません。事業活動に使用している施設であれば対象になります。																	
Q	12	「中小企業者」の定義とはなんですか。																	
A	12	<p>右記の<u>いずれか</u>を満たす事業者となります。 ※中小企業者等とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社及び個人等を指します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">下記のいずれかを満たすこと</th> </tr> <tr> <th>資本金の額又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業・建設業・運輸業・その他 (下記に掲げる業種を除く)</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業・飲食業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	下記のいずれかを満たすこと		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	製造業・建設業・運輸業・その他 (下記に掲げる業種を除く)	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
業種	下記のいずれかを満たすこと																		
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数																	
製造業・建設業・運輸業・その他 (下記に掲げる業種を除く)	3億円以下	300人以下																	
卸売業	1億円以下	100人以下																	
サービス業	5,000万円以下	100人以下																	
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下																	
Q	13	新電力会社と契約している場合も対象になりますか。																	
A	13	特別高圧電力の区分での契約であれば、契約先が新電力会社でも対象になります。																	
Q	14	本社が岩手県内にない場合も対象になりますか。																	
A	14	岩手県内に事業所(店舗)があれば、本社が県外にあっても対象となります。																	
Q	15	岩手県内に本社がありますが、県外の事業所(店舗)分を申請できますか。																	
A	15	支援金の対象になるのは、岩手県内に所在する事業所(店舗)となります。本社が県内であっても、所在地が県外の事業所は対象外です。事業所が所在する他の都道府県で同様の支援事業が実施されている場合もありますのでご確認ください。																	
Q	16	岩手県内に複数の事業所(店舗)がある場合、全て対象となりますか。																	
A	16	特別高圧電力を利用している事業所であれば、全て対象になります。																	
Q	17	特別高圧受電の地方公共団体の指定管理施設を運営していますが、支援金の対象になりますか。																	
A	17	指定管理費として自治体から電気料金分の経費を受け取っておらず、受託事業者の収入の範囲内で電気料金を負担している場合は、申請可能です。																	
Q	18	特別高圧受電の地方公共団体の施設に入居していますが、支援金の対象になりますか。																	
A	18	電気料金を負担している場合は募集要項2(1)②「商業施設等契約者」して支援金の交付対象となります。入居しているテナントにおいて直接支援金の申請を行ってください。																	
Q	19	岩手県外の本社と、岩手県内の工場の両方で特別高圧電力を受電しています。この場合、本社と工場の両方とも本事業の支援の対象になりますか。																	

A	19	本社は岩手県内にないため、本事業の支援の対象にはなりません。 工場は岩手県内にあり、特別高圧電力を受電しているため申請要件を満たせば本事業の支援の対象になります。
Q	20	岩手県内の本社で高圧電力、岩手県外の工場で特別高圧電力を受電しています。 この場合、本社と工場はそれぞれ本事業の支援の対象になりますか。
A	20	本社は特別高圧電力を受電していないため、本事業の支援の対象にはなりません。 工場は岩手県内にないため、本事業の支援の対象にはなりません。
Q	21	当社は他A社の工場内の一部区画に事務所があります。 A社が一括受電した特別高圧電力から配電を受けて、メーターで計測された電力使用量に基づき電気料金を支払っています。この場合、当社は支援の対象となりますか。
A	21	商業施設に限らず、大規模オフィスビル、工場等の特別高圧電力を受電している施設内で配電を受けている場合でも、中小企業要件等他の申請要件を満たせば、募集要項2(1)②「商業施設等契約者」して支援の対象となります。
Q	22	合同会社も支給対象となりますか。資本金は100万円です。
A	22	合同会社も対象であり、資本金から判断する限り、支給対象となります。ただし、下記Q23の確認が必要です。
Q	23	Q22の合同会社の親会社は、上場企業ですが、その場合でも支給要件に該当しますか。
A	23	親会社があるか、ある場合大企業であるか、ということの確認が必要です。 いわゆる「みなし大企業」は中小企業者等に含めず対象外となるので確認願います。(募集要項P2上部箱書き)
Q	24	Q22の合同会社は太陽光発電所で近傍に3社あり、特別高圧電力を契約し、事務処理は1社で行っています。 この場合も対象要件に該当しますか。
A	24	次の2つの場合等が考えられます。 ア 各所個別に電力会社と特別高圧電力契約→3つの各社が支給対象者①(県内の事業所等で特別高圧電力を契約している中小企業者等)に該当。 イ 3社の電力系統を1つにし、1社が契約している→契約者が①(同上)で、その特別高圧電力利用者→使用電力量が明確な場合、支給対象者②(県内の特別高圧電力を契約している商業施設等において、特別高圧電力を利用し、その費用を負担している中小企業者等)に該当。

【支援対象期間等について】

Q	25	令和5年10月までは営業していましたが、現在は閉店しています。この場合も申請できますか。
A	25	令和5年10月～令和6年3月のいずれかの月に利用実績があれば対象となりますので、10月分について申請することができます。
Q	26	令和6年3月よりも前に事業所を閉鎖する予定ですが、支援対象の期間はいつまでですか。
A	26	令和5年10月～令和6年3月のいずれかの月に利用実績があれば対象となりますので、令和5年10月から事業所を閉鎖した月(令和6年3月より前)までが支援対象の期間となります。
Q	27	令和6年1月に新規開業する場合、1月分を申請することはできますか。
A	27	令和5年10月～令和6年3月のいずれかの月に利用実績があれば対象となりますので、令和6年1月分以降3月分まで、申請することができます。
Q	28	特別高圧電力の契約はしていますが、令和5年10月と11月は電力の使用がなく、基本料金しか発生していない場合でも申請できますか。
A	28	この支援金は、電力の使用実績(電力使用量)に応じて交付するものとなっていますので、使用実績がない月は対象外です。
Q	29	自家発電設備の保守点検等のために特別高圧電力を契約しています。 普段は特別高圧電力の使用はありませんが、支援の対象になりますか。

A	29	支給対象期間内に特別高圧電力を使用し、電気料金の負担が発生していれば、支援の対象になります。特別高圧電力の使用が無い月は、支援の対象にはなりません。
Q	30	高圧電力等から特別高圧電力(またはその逆)に契約を変更した場合、支援の対象となりますか。
A	30	支援対象期間内に特別高圧電力の供給を受けて使用した分は支援の対象となります。申請にあたっては特別高圧電力の供給にかかる契約期間や、特別高圧電力の使用量が分かる資料(電力会社との契約書や明細書等)を添付してください。
【申請手続き等について】		
Q	31	岩手県内に複数の事業所(店舗等)があります。申請は事業所ごとに行う必要がありますか。
A	31	複数の事業所がある場合、申請者単位(法人・個人事業主)でまとめて様式第1号にすべての事業所分を記入し、対象事業所ごとに様式第3号を作成して、申請してください。
Q	32	複数の事業所がある場合、本社でとりまとめて一括申請できますか。また、支援金は本社の口座にまとめて振り込んでいただけますか。
A	32	複数の事業所が岩手県内にある場合、本社でとりまとめて一括して申請できます。申請者単位(法人・個人事業主)でまとめて様式第1号にすべての事業所分を記入し、対象事業所ごとに様式第3号を作成して、申請してください。また、対象となる事業所が複数ある場合、支援金の振込先は、申請者の同一の口座となります。
Q	33	申請書類の様式2について代表者自書記入欄がありますが、社判及び印鑑(代表印)で代用しても良いか、また代筆は可能ですか。
A	33	原則、自書での提出をお願いします。県としては、申請者が本内容を誓約したことを確認するため、自書による提出をお願いしているものです。ただし、やむを得ず自書による提出が難しい場合は、社判及び印鑑(代表印)での代替も可とすることとします。
Q	34	従業員人数を証明する書類について、本社で取りまとめをしていないので各事業所から取り寄せる手間がかかります。提出は必須ですか。
A	34	中小企業要件と照合し、資本金及び出資金の総額の要件を満たしている場合は、従業員数の確認書類の提出は不要です。ただし、申請書への記入は必須です。
Q	35	特別高圧電力の契約先を令和6年1月から変更しました。変更後の電力会社との契約書の写しは提出が必要ですか。
A	35	「令和5年12月以前の電力会社との契約書」及び「令和6年1月以降の電力会社との契約書」の両方の写しを添付してください。
Q	36	当社と電力会社との間で契約書は取り交わしておらず、約款に基づき電力の供給を受けています。特別高圧電力の供給を受けていることを示す書類は、何を提出すればいいですか。
A	36	請求明細書など、契約種別が「特別高圧電力」であることが記載されている書類を提出してください。
Q	37	電力使用量の明細書が、発行スケジュールの都合上、申請受付期間に間に合わないのですが、どうすればいいですか。
A	37	やむを得ない事情により申請受付期間に間に合わない場合は、申請受付期間中に県までご連絡ください。
Q	38	電力使用量が書かれた明細書を紛失しました。どうすればいいですか。
A	38	電力の使用量等が分かる書類は必須となりますので、提出がない場合は申請をお受けできません。明細書の発行者(電力会社または入居する施設の管理者等)に再発行を依頼ください。

Q	39	法人の場合、履歴事項全部証明書は、記載内容に変更がなければ、申請日発行日が古いものでよいですか。
A	39	記載内容に変更がないか確認ができないため、必ず3か月以内に発行されたものを提出してください。
Q	40	個人事業者の場合、「提出書類 エ 履歴事項全部証明書」は何を提出すればよいですか。
A	40	個人事業主の場合は、本人確認書類の写し:例)運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)等の写しを提出してください。
Q	41	申請にかかる添付書類は、コピーでも良いですか。
A	41	「自書」 が必要な書類以外はコピーでかまいません。
Q	42	分割払いの場合、提出書類は、1回目と2回目の申請のたびに全て提出する必要がありますか。
A	42	分割払2回目の申請時に1回目の申請時と変更がない場合に限り、募集要項6(2)の書類のうち、次の「エ、キ、ク、ケ」の4書類の提出を省略することができます。ただし、他の書類は毎回提出していただく必要があります。 エ 履歴事項全部証明書の写し(取得から3か月以内のもの)※個人事業主の場合は、本人確認書類の写し キ 特別高圧電力を契約している商業施設等から受電し、その費用を負担していることが確認できる書類※商業施設等契約者に該当する場合のみ ク 雇用人数を確認できる書類※中小企業要件表のうち、該当業種と照合し、資本金の額又は出資の総額を上回る場合のみ ケ 振込口座の銀行名、支店名、普通・当座の別、口座番号、名義人(フリガナ)が分かる部分の通帳の写し
【請求金額の計算方法等について】		
Q	43	請求金額はどのように計算すればいいですか。 請求金額の算定で、電力使用量・金額の小数点以下の端数はどのように取り扱いますか。
A	43	電力使用量は、各月分毎に明細書等に記載の数値をそのまま使用します。 明細書等に「1,234.56kWh」のように小数点以下の数値の記載があれば、四捨五入せずに給付単価を乗じます。給付単価を乗じて算出した請求金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとします。 例: (10月分) 1,234.56kWh × 1.8円/kWh = 2,222.2086 → 2,222円 なお、他の詳しい計算例は、募集要項P6以降の「8 様式記入例」を参照願います。
Q	44	給付額に上限や下限はありますか。
A	44	上限と下限のいずれもありません。
Q	45	申請から支援金の振込までの期間はどれくらいかかりますか。
A	45	支援金の給付時期については、申請書類の提出から1か月程度を予定しております。 なお、書類に不備・不足等があった場合等は、給付が遅れる可能性があります。